

- 大手前通りの道路空間利活用について、計画段階から交通管理者とともに検討・協議を実施。
- 交通管理者と交通安全等配慮が必要な事項について協議を重ねながら、社会実験を段階的に実施。
- 複数店舗の出店が伴う占用では、まちづくり団体が占用者として出店者と調整し、一括して占用。

■ 柔軟な道路利活用に向けた取組概要

- H26 大手前通り再整備検討懇話会等において、再整備後の利活用も含め交通管理者と協議開始
- H27～オープンカフェ、マルシェ等の社会実験を複数回実施
・夜間はテント等を店舗内に収納する条件あり
- H30 夜間に警備員を配置せずに、テント等の資材を道路に残置
・夜間は、カラーコーン等で周囲を囲う条件あり
・日中は、交通整理員の配置義務あり
- R1～ まちづくり団体が道路占用・使用許可を一括申請。日中に交通整理員、夜間に警備員を配置せず、道路を数ヶ月間利活用（R1年：約1ヶ月、R2年：約5ヶ月）。
・交通整理員配置の代わりに、注意看板等で通行注意喚起を実施
・まちづくり団体である大手前みらい会議が申請主体となり、交通安全に配慮したレイアウト等について出店者と調整し、エリア全体で道路占用・使用許可を取得。



↑オープンカフェ、マルシェ等を開催。交通安全に配慮したレイアウトとなるよう出店者と調整し、まちづくり団体が一括して占用。（大手前通り活用チャレンジ2019「ミチミチ」（R元年11月、主催：大手前みらい会議））

交通整理員配置の代わりに、注意看板等で通行注意喚起を実施。（同上）→



- (株)インザパークが、食品衛生法に基づく食品衛生法施行条例に定められた「露店形態の飲食店営業」の許可を静岡県から取得し、愛鷹（あしたか）運動公園内の芝生広場において、年間を通じて定期的に移動式カフェによる飲食店営業を行っている。

■ 移動式カフェの概要

- ・ 公園内の宿泊施設を運営している(株)インザパークが、食品衛生法に基づく食品衛生法施行条例（静岡県）に定められた「露店形態の飲食店営業」の許可を、平成30年に静岡県から取得。
（許可期間：5年間、許可範囲：県内一円）
- ・ レジャーシーズンの週末や園内で行うイベントなどにおいて、移動式のカフェを芝生広場に設置し、公園利用者や宿泊客などに、コーヒー、紅茶などの飲み物や軽食の提供、菓子類の販売を行う。

■ 露店形態の飲食店営業の概要（静岡県）

- ・ 露店に設備を設けて、不特定多数を対象に食品を提供する場合、原則として食品衛生法に定める営業許可が必要。
- ・ 許可期間：5年間以内
- ・ 営業範囲：県内一円
- ・ 提供が認められている主な食品：
酒類、焼き鳥、たこ焼き、焼きそば、たい焼き、クレープなど



移動式カフェ



移動式カフェを営業している公園内の芝生広場